

令和8年6月募集 市営住宅

募集案内

市営住宅にあき家（空室）が発生したため、募集を行います。

募集する住宅

市営中央住宅（中央2-49-1） 1戸

市営三ツ木住宅（三ツ木5-32-1） 1戸

募集期間

令和8年

6月1日（月）～6月12日（金）

申込方法

郵送による ※申込期間中の消印があるものに限る。

問合せ先

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 開発・住宅係

TEL 042-565-1111（内線278）

開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

目 次

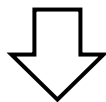
	ページ
○ 申込から入居まで	3
○ 申込資格	4
○ 申込みに当たっての注意	5
○ 所得関係	6
◇「個人の所得」計算	7
◇特別控除	11
◇「世帯の所得」計算	12
◇所得基準表・特別区分	13
○ 募集住宅の概要	14
○ 記入例	16
◇申込書記入例	16
◇はがき記入例	18
○ 申込書の送付方法	18

○ 申込から入居まで

申込期間

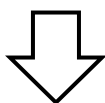
6月1日（月）～6月12日（金）

郵送：12日までの消印有効



抽せん番号通知

6月下旬予定

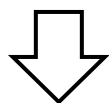


公開抽せん

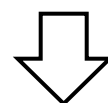
令和8年7月6日（月）午後2時～

会 場 中部地区会館 402学習室A （市役所4階）

結果発表 市役所2階掲示（1ヶ月）・郵送通知（7月中旬予定、全員送付）



当せん



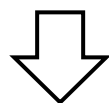
補欠

入居資格審査

7月下旬頃予定

審査に必要な書類を持参いただきます。

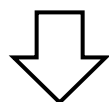
入居資格審査で失格者が出た場合
繰上げで資格審査を行います。



合格

入居手続

入居手続にあたって、使用料の2か月分の保証金（敷金）を納入していただきます。



入 居

10月1日が入居許可日となる予定です。

入居許可日から15日以内に入居していただきます。

○ 申込資格

申込みには次の1～5の条件全てにあてはまる必要があります。

1 武蔵村山市に居住していること

- (1) 申込者本人が令和7年12月1日以前から継続して武蔵村山市内に居住する成年者であり、そのことが住民票で証明できること。
※ 成年者には入居手続き時までに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。
また、未成年者との婚約による申込みは入居資格審査時で未成年者の法定代理人（親）の同意が必要となります。
- (2) 外国人については、(1)を満たし、日本国に永住・定住することを認められていること。

2 所得が定められた基準の範囲内であること

申込世帯の所得合計が、家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
→ 6～13ページを参照

3 同居親族がいること

原則として、一緒に住んでいる親族と申し込むこと。

※ 申込書提出後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生・死亡の場合を除く）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
ア 婚約者（入居手続き時までに婚姻できること。）
イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
ウ 独立して生計を営む申込者又はその配偶者の3親等内の血族又は姻族であること。
- (2) 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（又は妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査時にパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (4) 同居親族が外国人の場合、申込時点で住民登録がなされており、在留資格を住民票で確認できること。
- (5) 次のように家族を分離しての申込みはできません。
ア 夫婦が別居する申込み。
イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

4 現に住宅に困っていること

原則として自家所有者・公的住宅の入居者は申し込みができません。
ただし、次の場合は申し込むことが可能です。

- (1) 自家所有者で次に該当する方。（同居予定親族に自家所有者がいる場合も含みます。）
ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→ 入居資格審査時に取りこわしの契約書等を確認します。
イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる場合。（滞納時、本人に帰責事由がある場合を除く。）
→ 入居資格審査時に所有権移転登記後の登記簿謄本等を確認します。

- (2) 公的住宅の入居者で次に該当する方。(ただし、名義人を残しての申込みはできません。)
ア お住まいの住宅の住戸専用面積(壁芯)が下表の基準未満であること。

※ 自家所有者：住宅又は土地の所有者を指し、共有持分のある方も含みます。
公的住宅：UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅・都民住宅・公営住宅を指します。
壁芯：壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積。バルコニーは含まない。

入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)
2人	30m ² 未満	5人	57m ² 未満
3人	40m ² 未満	6人	66.5m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

5 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

○ 申込みに当たっての注意

- ① 住所変更などにより郵便物の配送先変更を希望される場合は、次の項目について電話、来庁又は郵送にて御連絡ください。
 - ・ 抽せん番号
 - ・ 新旧住所
 - ・ 新しい郵便番号
 - ・ 申込者氏名
- ② 次のような場合は申込者本人に電話にて確認のうえ、**抽せん前に申込み自体が無効**となります。
 - ・ 1世帯で2通以上申し込んだ場合
 - ・ 同一人の氏名を複数の申込書に記入した場合
 - ・ 単身者1名のみで申し込んだ場合
 - ・ 申込書に記載の所得が所得基準を大幅に超過している場合
- ③ 切手の貼り忘れや郵便料金不足、宛先不明等の場合、抽せん番号通知書は発送できません。※ 抽せんは実施します。
- ④ **抽せん結果通知書が届かない場合は、お問合せください。**

○ 所得関係

所得基準確認の流れ

以下の流れに従い、差引所得金額を求め、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者及び同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、
「個人の所得」を計算する。…7～10ページ



特別控除金額を計算する。
…11ページ

「世帯の所得」を計算する



「個人の所得」金額を合計し、合計所得金額を計算する。
…12ページ



合計所得金額から特別所得金額を差し引き、
差引所得金額を計算する。…12ページ



家族人数を計算する。
…12ページ



所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。
…13ページ

所得計算上の注意

収入が複数ある場合

一人で2種類以上の収入があるときは、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

所得としないもの

次の収入は0円とし、所得の計算に含めません。

- ・ 遺族年金、障害年金
- ・ 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・ 退職金等の一時的所得。

「個人の所得」計算

市営住宅の入居資格の有無は申込期間の「前年の所得」を基に判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については、「現在の所得」を基に判断することができます。

以下の手順に従って、申込者及び同居親族ひとりずつ「令和7年の所得」と「現在の所得」のどちらかによるか確かめたいうえ、各人の「個人の所得金額」を計算してください。

Q1 令和7年1月1日から現在までの間に退職した仕事がありますか？

- ※ 令和8年6月末までに結婚又は妊娠中で出産をするため退職することが申込期間に確定しており、かつ退職後無職・無収入となる場合は、「ある」に進んでください。
- ※ 病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく、資格審査日までに退職する見込みがあり、かつ退職後無職・無収入となる場合は、「ある」に進んでください。
- ※ 上記2つにあてはまる方に関しては、資格審査時に退職後無職・無収入となっていることを証明できる書類が必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

- ※ 退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を12か月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし、年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

減少していない

減少している

「令和7年の所得」を計算する

8ページを参考に「令和7年の所得」を計算してください。

「現在の所得」を計算する

9ページを参考に「現在の所得」を計算してください。
※ 現在得ている収入の中に令和7年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「令和7年の所得」を計算してください。

「個人の所得」に変換する

10ページの表に従い、「令和7年の所得」、「現在の所得」を収入の種類に応じて「個人の所得」金額に変換してください。

「令和7年の所得」を計算する

①無職・無収入の場合

「令和7年の所得」を0円とする。

②給与所得

(1) 源泉徴収票がある場合

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る 者	住所 又は 居所	東京都武蔵村山市 本町1-1-1		(受給者番号)							
				(個人番号)							
				(役職名)							
				氏名	ムラヤマ タロウ 村山 太郎						
		①	②								
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給与・賞与		2 3 8 6 9 9 8		1 4 8 8 8 0 0							

- ・原則「②給与所得控除後の金額（調整控除後）」が「令和7年の給与所得」となります。
- ・2枚以上の源泉徴収票がある場合は全ての源泉徴収票の「①支払金額」の合計額を10ページAの表の年収額にあてはめて「令和7年の給与所得」を計算してください。

(2) 源泉徴収票のない場合

令和7年1月から12月までの実際の給与※の合計と賞与の合計を10ページAの表で「令和7年の給与所得」に換算してください。
 ※ 諸手当含む（課税対象外の交通費、定期代などは除く）

②事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算対象です。

※ 申込者や同居親族に事業専従者がいる場合、それぞれの専従者給与額を給与所得の計算式にあてはめて計算します。

(1) 確定申告をしている場合

- ・図中の⑩から⑪を差し引いた額が「令和7年の事業等所得」となります。
- ※青色申告されている方の所得は、⑨+青色申告特別控除額となります。

(2) 確定申告をしていない場合

・令和7年1月から12月までの実際の収入合計から必要経費合計を差し引いてください。

所得金額等	事業	営業等	①			
	業	農 業	②			
	不 動 産		③			
	利 子		④			
	配 当		⑤			
	給 与	区 分	⑥			
	雑	公 的 年 金 等	⑦			
		業 務	⑧			
		そ の 他	⑨			
	⑦から⑨までの計			⑩		
総合譲渡・一時 ⑦+[(③+④)×1/2]			⑪			
合 計 ①から⑥までの計+⑩+⑪			⑫			

②年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算対象です。

令和7年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認の上、10ページBの表に従い「令和7年の年金所得」に換算してください。

※ 遺族年金、障害年金は計算対象外となり、0円として計算します。

個人年金は確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

「現在の所得」を計算する

①無職・無収入の場合

「現在の所得」を0円とする。

②給与所得

月の途中から仕事を始めた場合、その月は働いた月数に含めないでください。

計算にあたって給与は諸手当を含みます。

ただし、課税対象外の交通費、定期代などは除いてください

(1) 働いた月数が12か月ある場合

12か月の給与計と賞与計の合計が収入額となります。

10ページ、**A**の表の年収額にあてはめて「現在の給与所得」を計算してください。

(2) 働いた月数が12か月に満たない場合

平均給与月額を12倍したものと賞与計の合計が収入額となります。

10ページ、**A**の表の年収額にあてはめて「現在の給与所得」を計算してください。

$$\boxed{\text{働いた期間の給与計}} \div \boxed{\text{働いた月数}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{年収額}}$$

(3) まだ一か月分の給与を支払われていない場合

毎月必ず支払われる固定的給料の12倍を見込みの年収額とします。

10ページ、**A**の表の年収額にあてはめて「現在の給与所得」を計算してください。

③事業等所得

既に廃業した事業については所得金額を0円とします。

申込する月の前月から数えて

(1) 働いた月数が12か月ある場合

12か月分の実際の収入計から必要経費計を差し引いてください。

(2) 働いた月数が12か月に満たない場合

働いた月分の実際の収入計から必要経費計を差し引き、働いた月数で割ってください。

割ったものを12倍したものが「現在の事業等所得」となります。

④年金所得

令和7年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めたまたは支給額に変更のあった厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算対象です。

「年金証書」「年金決定通知書」「支給額変更通知書」などで年金の支払額を確認の上、10ページ、**B**の表に従い「現在の年金所得」に換算してください。

※ 遺族年金、障害年金は計算対象外となり、0円として計算します。

個人年金は確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

A 給与所得換算表

年収額を令和7年の所得または現在の所得に換算してください。

年収額	令和7年の給与所得または現在の給与所得	
650,999 円まで	0 円	
651,000～1,899,999 円	(年収) - 650,000 円	
1,900,000～3,603,999 円	(年収) ÷ 4 の千円 未満を切り捨てた額 = (B)	(B) × 2.8 - 80,000 円
3,604,000～6,599,999 円		(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000～8,499,999 円	(年収) × 0.9 - 1,100,000 円	

B 年金所得換算表

年収額を令和7年の所得または現在の所得に換算してください。

受給者年齢	公的年金収入額	令和7年の年金所得 または現在の年金所得
65 歳以上	1,100,000 円まで	0 円
	1,100,001～3,299,999 円	年金収入額 - 1,100,000 円
	3,300,000～4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	年金収入額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000 円
65 歳未満	600,000 円まで	0 円
	600,001～1,299,999 円	年金収入額 - 600,000 円
	1,300,000～4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	年金収入額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000 円

「個人の所得」に変換する

令和7年の所得または現在の所得を収入の種類に応じ、個人の所得へ換算してください。
※個人の所得が計算によりマイナスになる場合は0としてください。

個人所得換算表

対象者の収入の種類			個人の所得
無職・無収入			0 円
給与所得のみ			令和7年または現在の給与所得 - 100,000 円
事業等所得のみ			令和7年または現在の事業等所得
年金所得のみ			令和7年または現在の年金所得 - 100,000 円
2種類以上の 収入	令和7年または現在の 給与所得+年金所得が	100,000 円 以上	令和7年または現在の 給与所得+事業等所得+年金所得 - 100,000 円
		100,000 円 未満	令和7年または現在の事業等所得 事業等所得がない場合は0円

特別控除

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、合計所得金額からそれぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。)

※遠隔地扶養者：申込者または同居親族の扶養親族で入居しない者

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㉞ 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方
㉟ 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族で16歳以上23歳未満の方 (ただし配偶者を除く。)
㊱ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給で、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方
㊲ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給で、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級～2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方

※ ㊱と㊲を併用することはできません。

※ 70歳以上の方とは、昭和31年6月13日以前生まれの方

※ 16歳以上23歳未満の方とは、平成15年6月2日～22年6月13日生まれの方

※ 65歳以上の方とは、昭和36年6月13日以前生まれの方

①の特別控除金額の合計 万円 → 12ページの①の特別控除金額へ

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㊳ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後に婚姻をしていない方で次の全てに当てはまる方 ①「個人の所得」が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない方で「個人の所得」が500万円以下の方
㊴ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない、又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の全てに当てはまる方 ①「個人の所得」が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※ ㊳と㊴を併用することはできません。

※ 所得が表に定めた特別控除金額に満たない場合は、所得金額と同額のみを差し引きます。

※ 表中の「婚姻」は、事実婚を含みます。

※ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと、及び「個人の所得」が48万円以下であることが必要です。

「合計所得金額」を計算する

申込者本人と同居予定親族の「個人の所得」金額を合計し、合計所得金額を導いてください。

氏名	個人の所得
申込者本人	
合計所得金額	

「差引所得金額」を計算する

合計所得金額から特別控除金額を差し引き、差引所得金額を計算してください。

$$\begin{array}{r} \text{合計所得金額} \\ \text{[] 円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{①の特別控除金額の合計} \\ \text{[] 円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{②の特別控除金額} \\ \text{[] 円} \end{array} \\ \text{差引所得金額} \\ = \text{[] 円}$$

「家族人数」を計算する

入居予定人数（申込者本人＋同居親族人数）に遠隔地扶養者人数を合計し、家族人数を計算してください。

※ 遠隔地扶養者：申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で入居しない者。

※ 胎児は家族人数に含めませんが、出生後に入居することはできます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{家族人数} \\ \hline \text{[] 人} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{申込者本人} \\ \hline \text{[1] 人} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居親族} \\ \hline \text{[] 人} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{遠隔地扶養者} \\ \hline \text{[] 人} \\ \hline \end{array}$$

上記で計算した「差引所得金額」と「家族人数」を次ページの所得基準表にあてはめてください

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する

あなたの世帯が一般区分、特別区分のどちらにあてはまるか確認のうえ、「家族人数」をあてはめ、「差引所得金額」が基準内に収まるか確認してください。

所得基準表

家族人数	差引所得金額	
	一般区分	特別区分
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

※ 家族人数が7人以上の世帯は1人増えるごとに38万円を加算してください。

一般区分

一般区分に該当する世帯とは

下の特別区分になる要件のいずれにもあてはまらない世帯

特別区分

特別区分に該当する世帯とは

1 心身障害者を含む世帯

申込者本人又は同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者

（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

2 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人又は同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

3 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人又は同居親族が海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。

4 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が60歳以上もしくは18歳未満のいずれかにあてはまること。

※ 60歳以上の方とは、昭和41年6月13日以前の生まれの方

※ 18歳未満の方とは、平成20年6月2日以降生まれの方

5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人又は同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所の長等の証明書で証明できること。

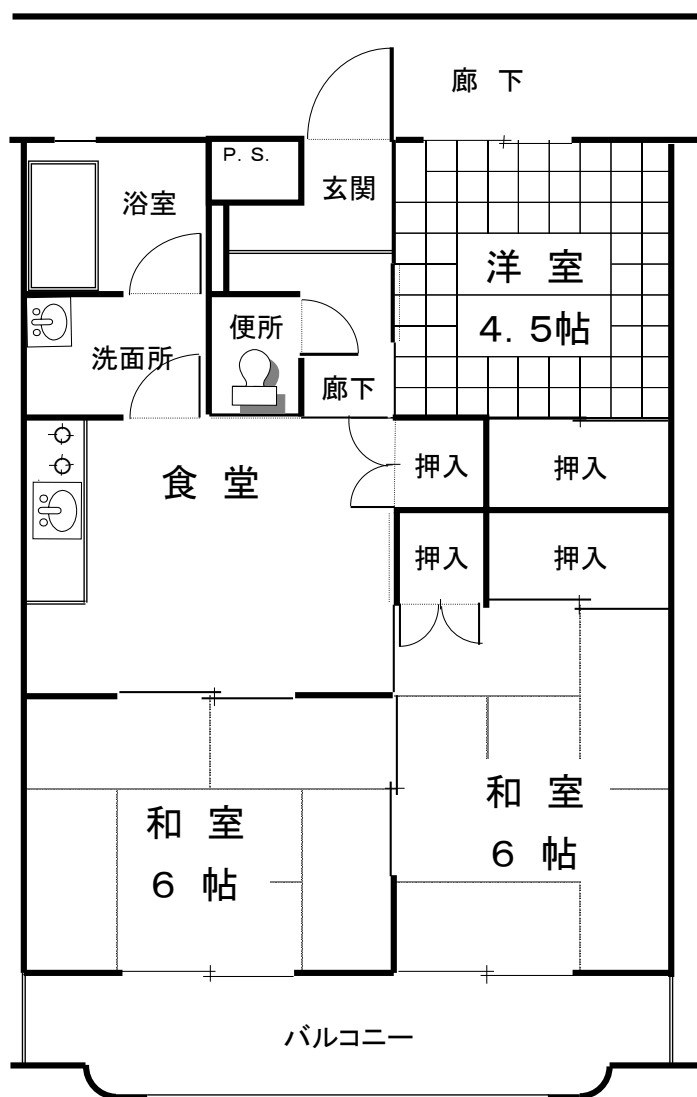
6 高校終了期までの子どものいる世帯

同居親族に18歳未満の方、又は18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある方がいること。

○ 募集住宅の概要

募集住宅	募集住戸	間取り 専用面積	住宅構造	エレベーター	建設年度
市営中央住宅 (中央 2-49-1) 都営バス・西武バス・ MMシャトル「原山」 下車徒歩4分	第 203 号	3DK 56.43m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建	無	平成 2 年度

標準間取り



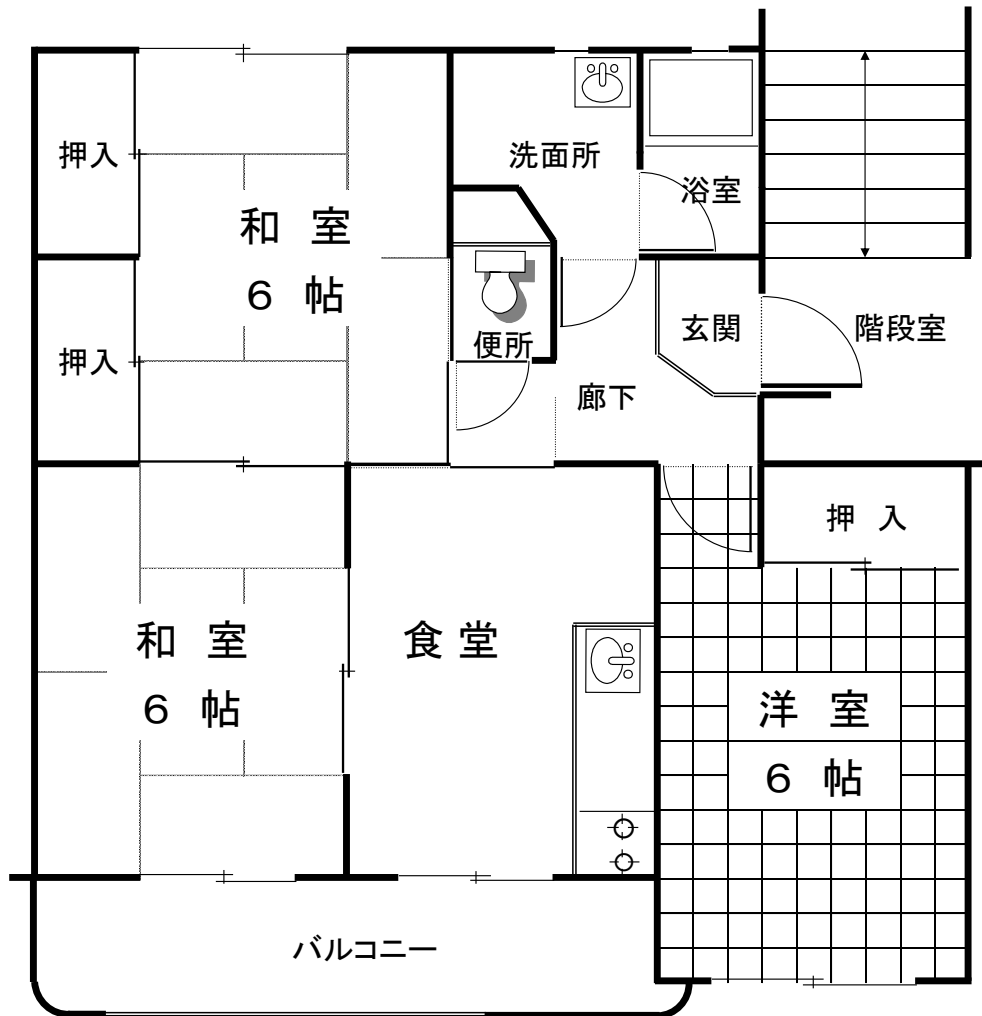
上記は標準的な間取りです。窓の位置が異なる場合があります。

注意事項

- 1 この住宅では、家賃のほか、住宅の階段灯、廊下灯などの電気使用料等居住者の皆さんで負担していただく費用があります。
- 2 犬や猫などの動物の飼育は、禁止しています。
- 3 この住宅の和室2室、洋室1室、食堂は照明器具が取り付けられておりませんので、各自用意願います。

募集住宅	募集住戸	間取り専用面積	住宅構造	エレベーター	建設年度
市営三ツ木住宅 (三ツ木 5-32-1) 都営バス・立川バス・ MMシャトル「峰」 下車徒歩5分	第 1-202 号	3DK 60.69m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	無	昭和 63 年度

標準間取り



上記は標準的な間取りです。窓の位置が異なる場合があります。

注意事項

- 1 この住宅では、家賃のほか、住宅の階段灯、廊下灯などの電気使用料等居住者の皆さんで負担していただく費用があります。
- 2 犬や猫などの動物の飼育は、禁止しています。
- 3 この住宅の和室2室、洋室1室、食堂は照明器具が取り付けられておりませんので、各自用意願います。

○ 記入例

(表)
市 営 住 宅 入 居 申 込 書

申込書記入例

令和 8 年 6 月 6 日

武蔵村山市長 殿

住 所 武蔵村山市 本町 1-1-1

氏 名 村山 太郎

電 話 042(565)1111

武蔵村山市営住宅条例に基づく市営住宅に入居したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、入居の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、入居後、私が暴力団員であることが判明した場合、希望する住宅名に丸していただき、に住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁の調査がなされることに同意します。

入居希望住宅	市 営	中 央	住 宅 第 203 号	三ツ木
--------	-----	-----	-------------	-----

世帯員の構成		個人番号の記入は任意です。 ※抽せん結果に影響はありません。		所得金額	「個人の所得」を 記入。	先
氏名	生年月日			円	名 称	
村山 太郎	昭和 37 年 12 月 13 日生	本人	自営業	1,888,800	〇〇〇〇 所在地 ××市〇〇町△一□ 電話 042(565)1111 就職(開業) 平成 25 年 1 月 15 日	
村山 花子	昭和 41 年 6 月 7 日生	妻	無職	0	名 称 所在地 電話 () 就職(開業) 年 月 日	
	年 月 日生			円	名 称 所在地 電話 () 就職(開業) 年 月 日	
	年 月 日生			円	名 称 所在地 電話 () 就職(開業) 年 月 日	
	年 月 日生			円	名 称 所在地 電話 () 就職(開業) 年 月 日	
同居予定人数を記入。					遠隔地扶養者の氏名等を記入。	
計	2 人	合計所得金額		1,888,800	入居しない所得税法上の扶養親族 氏名 村山 武蔵 続柄 村山太郎父 年齢 80歳 住所 武蔵村山市 学園 4-5-1	
		特別控除金額		△100,000		
		差引所得金額		1,788,800		

(裏)

特別控除対象者について、記入してください。

氏名	種類
村山武蔵	老人扶養控除、特定扶養控除、寡婦(寡夫)、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親
	老人扶養控除、特定扶養控除、寡婦(寡夫)、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親

現在のお住まいの住宅等の状況について、記入してください。

住宅の種類	1 賃貸アパート・賃貸マンション 2 戸建ての借家 3 自分の持家 4 社宅・寮 5 親族の持家 6 都営住宅 7 市営住宅 8 その他
間取り	(1) K・DK・LDK 各部屋の畳数 (4 畳、 畳、 畳、 畳、 畳、 畳、 畳)
家賃	月額 150,000 円 (共益費、駐車場料金等を除く。)

市営住宅に入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者はいますか。○を付けてください。

1 土地又は建物の所有者はいません	2 土地又は建物の所有者がいます。
-------------------	-------------------

住宅に困窮している理由について、該当するものに○をつけ、又は()に記入してください。

1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住居に居住している。
3 他の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている(間借り及び雑居を含む。)
4 同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予定者を含む。)があるが分散して生活している。
5 現在の住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適切な居住状態にある。
6 正当な理由による立ち退き要求を受けているが、適当な立ち退き先がない(自己の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
7 収入に比して著しく過重な家賃の支払をしている。
8 その他の理由(要点を簡略に記入してください。)
()

審
査
蘭

はがき記入例

郵便はがき

85円切手を貼ってください。

2 0 8 0 0 0 4

住所	東京都 武蔵村山市 本町1-1-1 様方(荘)
----	-------------------------------

氏名	村山 太郎 様
----	---------

〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市役所都市整備部都市計画課

抽せん番号	番
-------	---

*太線内を書いてください。

郵便はがき

85円切手を貼ってください。

2 0 8 0 0 0 4

住所	東京都 武蔵村山市 本町1-1-1 様方(荘)
----	-------------------------------

氏名	村山 太郎 様
----	---------

〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市役所都市整備部都市計画課

抽せん番号	番
-------	---

*太線内を書いてください。

外側にして折ってください

はがきは表面のみ記入をお願いします。

○ 申込書の送付方法

- ① 申込書及びはがきに必要事項を記入してください。
16～18ページの記入例を参照。
申込書の所得金額については6～13ページを参照して算出してください。
- ② はがきの2か所に85円切手をそれぞれ貼ってください。
上部記載のはがきの記入例を参照。
- ③ 申込用封筒に申込書及び切手を貼ったはがきを入れて封をしてください。
- ④ 申込用封筒に110円切手を1枚貼ってポストに投函してください。

※令和8年6月1日～6月12日の消印があるものに限り、申込みを受け付けます。